

【富山県版】

建設業許可・認可申請書及び変更等届出書
記入例

許可番号	富山県知事許可	特 般 - 6
	第 123456 号	
許可年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	

許可番号	富山県知事許可	特 般 - 6
	第 123456 号	
許可年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	

申請区分									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	
新規	新許可 規え	般特新規	業種追加	更新	般特新規+ 種追加	更新	般特新規+	業種追加+	般特新規+

(あてはまる数字に○を記入すること。)

『許可年度』
「5：更新」以外：記入しない
「5：更新」：更新後の許可年月日の年度を記入する
例：申請時（更新前）の許可年月日が令和2年2月18日の場合、更新後の許可年月日は5年後の令和7年2月18日→年度である「6」を記入する。

『許可番号』
本県知事許可業者として許可番号を付与されている場合には、許可番号を記入する

『許可年月日』
「5：更新」以外：記入しない
「5：更新」：更新後の許可年月日を記入する
例：申請時（更新前）の許可年月日が令和2年2月18日の場合、更新後の許可年月日は5年後の令和7年2月18日を記入する

非閲覧用

非閲覧用の書類の表紙には、「非閲覧用」と朱書き

建設業許可申請書

主たる営業所所在地 富山市新総曲輪1-7

商号又は名称 富山県庁建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 富山 二郎

{ 担当者名 総務課長 立山 三郎 }

{ 電話番号 076-444-3312 }

{ FAX 076-442-7954 }

役員等の一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

役員等の氏名及び役名等					
フリ 氏	カナ 名	役 名 等	常勤・非常勤の別		
トミ 富	ヤマ 山	ジニ 二	ロウ 郎	代表取締役	常勤
タカ 高	オカ 岡	サブ 三	ロウ 郎	取締役	常勤
ニイ 新	カワ 川	シ 四	ロウ 郎	取締役	非常勤
↑		↑		↑	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 法人の役員は、商業登記簿謄本に記載されている字で記入 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> (株)、(有)→取締役 (資)、(名)→無限責任社員 (資)、(合)→有限責任社員 (同)、(業)、(企)→理事 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 「常勤・非常勤の別」欄は、株主等は記載不要 常勤とは、原則として建設業の営業所において休日その他の勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事していることをいう。 </div>	
イシ 石	カワ 川	テツ 鉄	オ 男	株主等	↓
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p>＜本様式の記載対象者＞</p> <p>持株会社の業務を執行する社員、株式会社・有限会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種の組合等の理事等、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る)、その他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p> <p>個人事業主は提出不要</p> </div>					
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p>この一覧表に記載した者は、P76の様式第十二号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」を作成してください(※常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は常勤役員等を直接に補佐する者は不要です)。</p> <p>常勤役員等(経營業務の管理責任者等)は、P63の様式第七号別紙・P69の様式第七号の二別紙一「常勤役員等の略歴書」を作成してください。</p> <p>全員を、P82「事業主及び役員等名簿」に記入してください。</p> </div>					

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限り、以下「株主等」という。)について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

収入証紙、証紙、登録免許税領収書又は許可手数料領収証書はり付け欄



記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

変更事項のない者も含め営業所技術者等全員について記載する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<p>本 社</p>	<p>トミヤマジロウ 富 山 二 郎</p>	<p>土 ー 9 と ー 9 塗 ー 7 園 ー 7</p>	<p>1 3 1 3 1 3 3 4</p>
<p>南 砺 営 業 所</p>	<p>トリガタロウ 利 賀 太 郎</p>	<p>土 ー 9 と ー 9</p>	<p>1 3 1 3</p>
<p>P53及びP96の建設業許可申請書「別紙二(1)(2)」の「営業所の名称」欄と同一の順序で、各営業所ごとに分けて記入</p>	<p>・国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入 ・実務経験のみの場合は、住民票(ただし、経營業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されている場合は、その登記簿謄本の字)で記入</p>	<p>P.3~7の「略号」で記入</p>	<p>・P41の「(3)営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号」を参考に、該当する番号を記入 ・「国家資格者等」の場合には、P42~P44の「技術者の資格・免許コード番号表」を参考に、該当する番号を記入</p>
<p>営業所技術者等全員について記載してください。</p>			
<p>新規、業種追加のときはP72の様式8号「営業所技術者等証明書」も作成してください。 更新のときは、様式第8号は不要です。</p>			

※ 配置技術者について

- ・建設業者は、請け負った工事を施工する場合は、請負金額の大小に関係なく、工事施工の技術管理をつかさどる者として、工事現場に元請、下請にかかわらず、必ず主任技術者を配置しなければなりません。
- ・また、発注者から直接工事を請け負い、5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請け契約する場合は、主任技術者に換えて監理技術者を配置しなければなりません。

記載要領

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事(以下「未成工事」という。)を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
- ①元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合に又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ②それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
 - 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請け工事については「下請」と記載すること。
 - 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば個人名を黒塗りする、注文者「A」・工事名「A邸住宅解体工事」と記号で記載する等。
 - 7 「JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「JV」と記載すること。
 - 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
 - 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
 - 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

(4) 直前3年間の各事業年度における工事施工金額
(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

記載したすべての事業年度について業種ごとの施工金額の内訳を記入(実績がない場合は「0」を記入)

(用紙A4)

直前三年の各事業年度における工事施工金額

許可を有しない建設業に係る軽微な工事の施工金額を記入

該当するものを○で囲む

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額					その他の建設工事の施工金額	合計
		土木一式工事	とび・土 エ・コンク リート	管 工事	造園 工事			
第 32 期 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで	元請	公共	68,000	8,200	0	0	0	76,200
		民間	24,000	6,900	3,800	6,700	0	41,400
	下請	0	3,500	1,200	0	0	4,700	
	計	92,000	18,600	5,000	6,700	0	122,300	
第 33 期 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで	元請	公共	73,000	6,900	0	8,900	0	88,800
		民間	22,000	3,800	3,900	3,400	380	33,480
	下請	0	3,300	900	0	0	4,200	
	計	95,000	14,000	4,800	12,300	380	126,480	
第 34 期 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで	元請	公共	88,000	6,900	0	0	0	94,900
		民間	21,000	3,500	4,500	3,400	330	32,730
	下請	0	4,300	800	900	0	6,000	
	計	109,000	14,700	5,300	4,300	330	133,630	
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

用紙が2枚以上になる場合は、最終ページに記入

財務諸表(損益計算書等)の完成工事高と一致

業種ごとに作成した様式第二号「工事経歴書」の合計と一致

千円未満の端数処理は、切捨てのほか四捨五入及び切り上げを認める

直前3年分なので、決算期を変更している場合などは4期分以上となる場合も考えられる

- 記載要領
- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
 - 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
 - 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位):千円」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
 - 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
 - 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上をわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
 - 当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「0」と記載すること。

役員等
ついて

資本金の額が5億円以上、又は負債の部の合計額が200億円以上の株式会社

建設業法施行規則第18条

(5) 使用人数
(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第四号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 社	11 人	7 人	2 人	20 人
南砺営業所	3 人	2 人	1 人	6 人
P53及びP96建設業許可申請書「別紙二(1)(2)」に記載した順に営業所の名称を記載	P.12営業所技術者等の要件を満たす者			
法人で兼業がある場合は、建設業に従事している者(常勤の者)のみ記載してください。				
合 計	14 人	9 人	3 人	26 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(6) 誓約書 (様式第六号)

様式第六号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者
~~譲受人~~
合併存続法人
分割承継法人

申請者
~~譲受人~~
合併存続法人
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

申請区分に応じて、不要なものは削除すること

P.13参照

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者
~~譲受人~~
合併存続法人
分割承継法人

富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

地方整備局長
北海道開発局長
富山県知事 殿

【押印する場合には】
・法人は法務局に登録している代表者印
・個人は実印

(7) 登記されていないことの証明書・身分証明書

役員・事業主、支配人及び営業所の代表者（令3条に規定する使用人）は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者などの欠格要件に該当しない旨を証明する以下の書類を提出しなければなりません。各証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

1 登記されていないことの証明書 → 法務局が発行します。

成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(※医師の診断書に代えることが可能です。事前に係員に相談してください。)

2 身分証明書 → 各市町村の戸籍事務担当課が発行します。

禁治産者又は準禁治産者の宣告、後見の登記の通知、破産宣告又は破産手続き開始の通知を受けていない旨の区市町村の証明書

(※『登記されていないことの証明書』の代わりに『医師の診断書』を提出する場合、証明事項のうち「1 禁治産又は準禁治産の宣告を受けていない」「2 後見の登記の通知を受けていない」は不要です。)

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	富山 二郎
②生年月日	昭和20年 1月 1日
③住所	富山県富山市新立山1番7号
④本籍	

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇〇〇

※身分証明書の見本

身 分 証 明 書	
本 籍	富山県富山市新立山1番7号
本人氏名	富山 二郎
生年月日	昭和20年 1月 1日
1 禁治産又は準禁治産の宣告を受けていない 2 後見の登記の通知を受けていない 3 破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていない	
上記のとおり証明する。	
令和〇〇年〇月〇日 富山県富山市長 〇〇〇〇 <input style="width: 20px; height: 15px;" type="checkbox"/>	

〒930-0856

富山県富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎

富山地方法務局戸籍課

(Tel) : 076-441-0550 (代表)

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

(Tel) : 03-5213-1234 (代表)

身分証明書については、本籍を所管する市町村の戸籍事務担当課にお問い合わせください。

外国籍の場合は、国籍の入った証明書を取得願います。(身分証明書の添付が免除されます。)

常勤役員等の略歴書

現住所	富山県富山市立山1-7			
氏名	富山 二郎	生年月日	昭和40年1月1日生	
職名	代表取締役(常勤)			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自昭和63年4月1日 至 年 月 日	富山土木センター株式会社 入社		
	自平成14年4月1日 至平成24年3月31日	// 工事課長		
	自平成24年4月1日 至 年 月 日	富山県庁建設株式会社 取締役		
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	// 代表取締役 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日	建設業法施行規則第7条第1号イ各号に掲げる経験(P.10を参照)であることが分かるように、建設業の経営経験を具体的に記載する (例:職名、肩書、所属部署名など)		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
			なし	
賞罰		建設業の行政処分、行政罰、その他の賞罰を記載。該当がなければ「なし」と記入		
		「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条(P13の欠格要件)に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱う【ガイドライン】		
上記のとおり相違ありません。				
令和 ○年 ○月 ○日		氏名	富山 二郎 	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

建設業法施行規則第7条第1号口(1)に該当する場合の記入例

00002

経験した当時の役職名を記入すること
(例:代表取締役、取締役、事業主、支配人、財務部長、総務部長、事業部長等)

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要なものを消す

(第一面)

P.11を参照

建設業法施行規則第7条第1号口各号に掲げる経験(P.11を参照)を有した期間を記入
被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、経験期間を二段書き(ただし、証明者が同一人のときに限る。)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **総務部長、取締役**
経験年数 **平成24年4月から令和2年3月まで 満8年0月**

証明者と被証明者との関係 **同業者**
証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

備考 **富山県庁建設株式会社 総務部長(財務管理、労務管理)平成24年4月～平成30年3月**
富山県庁建設株式会社 取締役 平成30年4月～令和2年3月

建設業法施行規則第7条第1号口(1)に掲げる経験に該当するためには、【建設業に関する2年以上の役員等としての経験】に加えて、【役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務担当経験3年以上】が必要です。
『略歴書』(P.69)の記載内容と矛盾しない形式で、①会社名、②肩書、③財務管理・労務管理・業務運営の種類、④期間などを記載すること

令和 〇年 〇月 〇日

証明者は、原則として、証明しようとする期間中に、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。ただし、継続的な取引相手等であって同等以上の事実証明が可能なる者でも認める。
証明者は、証明日時点において建設業許可を有する者に限る(注1)。
証明者の許可番号を記入すること
※証明者が証明する事項は、第一面の記載事項のみです。第二面、第三面及び第四面の記載事項は証明対象ではありません。

富山県知事(般一〇)第99999号
富山県高岡市赤祖父211
高岡土木センター株式会社
代表取締役 庄川 一郎

証明者

【押印する場合には】
法人は法務局に登録している代表者印
個人は実印

令和 〇年 〇月 〇日

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員) **本人** (の支配人) で第7条第1号口(1)に該当する者であることに相違ありません。

不要なものを消す

地方整備局長
北海道開発局長
富山県知事 殿

申請者
届出者

富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

申請又は届出の区分 **1 7 1** (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

新規許可申請、認可申請: 1
常勤役員等(経営業務の管理責任者)の変更: 2
更新、業種追加、般・特新規申請: 3

変更の年月日 令和 〇年 〇月 〇日

新規申請は記入不要
許可番号は右詰めで、余白は「0」を記入

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古い許可日を記載

許可番号 **1816** 大臣知事コード

国土交通大臣 富山県知事 許可(般特) **06** 第 **012345** 号

許可年月日 令和 **07** 年 **02** 月 **18** 日

姓の最初の2文字
濁点、半濁点を含んで1字

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ **19 ト ミ**
氏名 **20 富山 二郎**
住所 **富山県富山市新立山1-7**

姓と名の間は1文字空ける

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 **S40** 年 **01** 月 **01** 日

法人の場合は商業登記簿謄本の文字
個人は住民票の文字。ただし、専任技術者を兼ねている場合は資格証明書等の文字で記入。

◎【変更前】

氏名 **21**

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入
(事実確認のため関係書類を提出していただく場合があります。)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(注1) 正当な理由により、この方法によることができない場合は、備考に理由を記載して、事前に係員に相談してください。

建設業法施行規則第7条第1号口(2)に該当する場合の記入例

00002

経験した当時の役職名を記入すること
(例:代表取締役、取締役、事業主、支配人等)

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

不要なものを消す

(第一面)

P.11を参照

建設業法施行規則第7条第1号口各号に掲げる経験(P.11を参照)を有した期間を記入
被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、経験期間を二段書き(ただし、証明者が同一人のときに限る。)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(+) (2) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**

経験年数 **平成27年 4月から 令和2年 3月まで 満 5年 0月**

証明者と被証明者との関係 **同業者**

備考 **富山県庁観光企画株式会社(観光業)取締役 平成27年4月~平成30年3月**
富山県庁建設株式会社(建設業) 取締役 平成30年4月~令和2年3月

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

建設業法施行規則第7条第1号口(2)に掲げる経験に該当するためには、【建設業に関する2年以上の役員等としての経験】に加えて、【業種を問わず3年以上の役員等としての経験】が必要です。
『略歴書』(P.69)の記載内容と矛盾しない形式で、①会社名、②業種、③肩書、④期間などを記載すること

証明者は、原則として、証明しようとする期間中に、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。ただし、継続的な取引相手等であって同等以上の事実証明が可能な者でも認める。
証明者は、証明日時において建設業許可を有する者に限る(注1)。
証明者の許可番号を記入すること
※証明者が証明する事項は、第一面の記載事項のみです。第二面、第三面及び第四面の記載事項は証明対象ではありません。

証明者

富山県知事(般一〇)第99999号
富山県高岡市赤祖父211
高岡土木センター株式会社
代表取締役 庄川 一郎

令和 〇年 〇月 〇日

【押印する場合には】
法人は法務局に登録している代表者印
個人は実印

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員 本人の支配人)で第7条第1号口(+) (2) に該当する者であることに相違ありません。

不要なものを消す

申請者 届出者

地方整備局長
北海道開発局長
富山県知事 殿

富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

令和 〇年 〇月 〇日

申請又は届出の区分 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

新規許可申請、認可申請: 1
常勤役員等(経営業務の管理責任者)の変更: 2
更新、業種追加、般・特新規申請: 3

変更年月日 令和 〇年 〇月 〇日

新規申請は記入不要
許可番号は右詰めで、余白は「0」を記入

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古い許可日を記載

許可番号 1 8 1 6

国土交通大臣 富山県知事 許可(般特) 0 6 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日 令和 0 7 年 0 2 月 1 8 日

姓の最初の2文字
濁点、半濁点を含んで1字

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ト ミ

姓と名の間は1文字空ける

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 富 山 二 郎

生年月日 S 4 0 年 0 1 月 0 1 日

住所 **富山県富山市新立山1-7**

法人の場合は商業登記簿謄本の文字
個人は住民票の文字。ただし、専任技術者を兼ねている場合は資格証明書等の文字で記入。

◎【変更前】

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入(事実確認のため関係書類を提出していただく場合があります。)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(注1) 正当な理由により、この方法によることができない場合は、備考に理由を記載して、事前に係員に相談してください。

(第二面)

P.11を参照

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

【押印する場合には】
・法人は法務局に登録している代表者印
・個人は実印

申請者である建設企業において経験した当時の役職名等を記入すること
(例:取締役、財務部長、経理部長、経理課長、経理係長、事務担当者等)

不要なものを消す

令和 ○年 ○月 ○日
富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

北陸道開発局長
富山県知事 殿

役職名等

財務部長

経験年数

平成26年 4月から 令和2年 3月まで 満 6年 0月

証明者と被証明者との関係

記入不要

■「財務管理の業務経験」つまり、建設工事の施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験を有した期間を記入すること
■申請者又は届出者である建設企業における業務経験の期間を記入すること
※他社での業務経験を計上することはできません。
■『略歴書』(P. 70)の記載内容と矛盾しない形式で記載すること
■経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、経験期間を二段書きすること

備考

申請又は届出の区分
2 2 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日
令和 年 月 日

・新規申請は記入不要
・許可番号は右詰め、余白は「0」を記入

・新規許可申請、認可申請: 1
・常勤役員等を直接に補佐する者の変更: 2
・更新、業種追加、般・特新規申請: 3

知事許可: 16

大臣コード

許可番号
2 3 1 6

国土交通大臣 富山県知事 許可 (般特 0 6) 第 0 1 2 3 4 5 号

許可年月日
令和 0 7 年 0 2 月 1 8 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古い許可日を記載

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

・姓の最初の2文字
・濁点、半濁点を含んで1字

氏名のフリガナ
2 4 ト ミ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名
2 5 富 山 五 郎

生年月日 S 4 5 年 0 1 月 0 1 日

住所
富山県富山市新立山1-7

姓と名の間は1文字空ける

・法人の場合は商業登記簿謄本の文字
・個人は住民票の文字。ただし、専任技術者を兼ねている場合は資格証明書等の文字で記入。

◎【変更前】

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入
(事実確認のため関係書類を提出していただく場合があります。)

氏名
2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

P.11を参照

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

申請者である建設企業において経験した当時の役職名等を記入すること
(例:取締役、事業部長、経営企画室長、事務担当者等)

富山県知事 殿

役職名等 事業部長

経験年数 平成26年 4月から 令和2年 3月まで 満 6年 0月

証明者と被証明者との関係 記入不要

備考

不要なものを消す

申請者 届出者

【押印する場合には】
・法人は法務局に登録している代表者印
・個人は実印

富山県富山市新総曲輪1-7
富山県庁建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

令和 〇年 〇月 〇日

■「業務運営の業務経験」つまり、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験を有した期間を記入すること
■申請者又は届出者である建設企業における業務経験の期間を記入すること
※他社での業務経験を計上することはできません。
■『略歴書』(P. 70)の記載内容と矛盾しない形式で記載すること
■経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、経験期間を二段書きすること

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

知事許可:16

大臣コード

許可番号

2 3 1 6

国土交通大臣 富山県知事 許可 (一般-06) 第 0 1 2 3 4 5 号

・新規申請は記入不要
・許可番号は右詰め、余白は「0」を記入

・新規許可申請、認可申請:1
・常勤役員等を直接に補佐する者の変更:2
・更新、業種追加、般・特新規申請:3

許可年月日

令和 0 7 年 0 2 月 1 8 日

記

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可のうち最も古い許可日を記載

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

・姓の最初の2文字
・濁点、半濁点を含んで1字

氏名のフリガナ

2 4 ト ミ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 富 山 七 郎

生年月日 S 5 5 年 0 1 月 0 1 日

住所

富山県富山市新立山1-7

姓と名の間は1文字空ける

・法人の場合は商業登記簿謄本の文字
・個人は住民票の文字。ただし、専任技術者を兼ねている場合は資格証明書等の文字で記入。

◎【変更前】

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入
(事実確認のため関係書類を提出していただく場合があります。)

氏名

2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現住所	富山県富山市立山1-7		
氏名	富山 二郎	生年月日	昭和40年1月1日生
職名	代表取締役(常勤)		
期間	従事した職務内容		
■建設業法施行規則第7条第1号口(1)に該当する場合の記入			
職	自 昭和63年 4月 1日	富山土木センター株式会社 入社	
	至 年 月 日		
	自 平成14年 4月 1日	" 経理課長	
	至 平成24年 3月 31日		
	自 平成24年 4月 1日	富山県庁建設株式会社 総務部長(担当業務:財務管理、労務管理)	
至 平成30年 3月 31日			
自 平成30年 4月 1日	" 取締役 現在に至る		
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
■建設業法施行規則第7条第1号口(2)に該当する場合の記入			
歴	至 年 月 日		
	自 昭和63年 4月 1日	富山県庁観光企画株式会社 入社	
	至 年 月 日		
	自 平成27年 4月 1日	" 取締役(観光業)	
	至 平成30年 3月 31日		
自 平成30年 4月 1日	富山県庁建設株式会社 取締役(建設業) 現在に至る		
至 年 月 日			
自 年 月 日			
自 年 月 日			
自 年 月 日			
自 年 月 日			
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		建設業の行政処分、行政罰、その他の賞罰を記載。該当がなければ「なし」と記入	
		「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条(P13の欠格要件)に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱う【ガイドライン】	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○年 ○月 ○日		氏名	富山 二郎

建設業法施行規則第7条第1号口(1)又は(2)に掲げる経験(P.11を参照)であることが分かるように、経営経験を具体的に記載する。(例:職名、肩書、担当業務、所属部署名など)

■【役員等に次ぐ職制上の地位における建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務担当経験3年以上】に係る経験については、どの種類の業務経験であるかを明示すること

■【建設業に関する2年以上の役員等としての経験】及び【業種を問わず3年以上の役員等としての経験】に係る経験については、どの業種の経験であるかを明示すること

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

■「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。そのため、「直接に補佐する」者として適切な職名(例:総務部長、財務部長、事業部長など)を記載すること

現住所	富山県富山市立山1-7		
氏名	富山 五郎	生年月日	昭和45年1月1日生
職名	財務部長		

建設業法施行規則第7条第1号ロに掲げる経験(P.11を参照)であることが分かるように、業務経験を具体的に記載する。
(例:職名、肩書、担当業務、所属部署名など)

■同一の者が複数の業務経験(財務管理・労務管理)を有する者として兼務する場合の記

職	期間	従事した職務内容
	自平成2年4月1日 至 年 月 日	富山県庁建設株式会社 入社
	自平成20年4月1日 至平成25年3月31日	〃 総務部 事務担当者(担当業務:労務管理)
	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	〃 土木部 計画係長
	自平成26年4月1日 至 年 月 日	〃 財務部長(担当業務:財務管理) 現在に至る

■【申請者である建設企業における建設業に係る「財務管理」「労務管理」「業務運営」の業務経験5年以上】については、どの種類の業務経験であるかを明示すること

■認められない記入例

歴	期間	従事した職務内容
	自平成2年4月1日 至 年 月 日	富山県庁観光企画株式会社 入社
	自平成15年4月1日 至平成20年3月31日	〃 財務部長(担当業務:財務管理)
	自平成20年4月1日 至 年 月 日	富山県庁建設株式会社 入社
	自平成20年4月1日 至平成24年3月31日	〃 総務部長(担当業務:労働管理)
	自平成25年4月1日 至平成30年3月31日	〃 土木部長(担当業務:業務運営)
	自平成30年4月1日 至 年 月 日	〃 財務部長(担当業務:財務管理) 現在に至る

■間違いケース①～他社での経験～
計上することができる業務経験は、申請者である建設企業における経験に限ります。
→ 記入例は他社での経験であるため、認められません。

■間違いケース②～経験年数の不足～
必要となる業務経験の年数は、5年以上です。
→ 記入例は4年間であるため、認められません。

■間違いケース③～「直接に補佐する者」として適切に配置されていない～
直接に補佐するためには、担当する業務経験に応じた役職・地位であることが必要です。
→ 記入例は申請者(富山県庁建設株式会社)における業務運営の業務経験5年以上であることが認められますが、現在の役職である財務部長は業務運営を担当業務としないため、認められません。

賞罰の欄に「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条(P13の欠格要件)に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱う【ガイドライン】

建設業の行政処分、行政罰、その他の賞罰を記載。該当がなければ「なし」と記入

上記のとおり相違ありません。
令和〇年〇月〇日 氏名 富山 五郎

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等(建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。)については別紙による。

(9) 健康保険等の加入状況

様式第七号の三 (第三条、第七条の二関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- ① 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出します。

【押印する場合には】
 ・法人は法務局に登録している代表者印
 ・個人は実印

令和 ○年 ○月 ○日

地方整備局長
 北海道開発局長
 富山県知事 殿

申請者 富山県富山市新総曲輪1-7
 届出者 富山県庁建設株式会社
 代表取締役 富山 二郎

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可(般-06)第012345号 富山県知事 令和07年02月18日

P53及びP96の別紙二(1)(2)「営業所一覧表」に記載した順に営業所の名称を記載する。

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
法人の例 本社	2人 (1人)	1	1	1	健康保険 AA-AAAA AAAAA	厚生年金保険 AA-AAAA AAAAA
高岡営業所	1人 (1人)	3	3	2	健康保険 本店一括	厚生年金保険 本店一括
個人の例 1 本社	6人 (1人)	2	1	1	健康保険 全国〇〇国民保険組合	厚生年金保険 CC-CCCC CCCCC
個人の例 2 本社	5人 (1人)	2	2	1	健康保険	厚生年金保険
個人の例 3 本社	1人 (1人)	2	2	2	健康保険 ZZZZZZZZZZ-ZZZ	厚生年金保険
合計	人 (人)					

・「従業員数」欄には、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。
 ・「()」内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

■建設業法施行規則の改正(令和2年10月1日施行)により、従来から「保険加入の有無」欄の記載要領が変更されました。

従来 「1」…加入
 「2」…未加入
 「3」…適用除外(健康保険における建設国保への加入を含む。)

令和2年10月以降 「1」…加入
 「2」…適用除外
 「3」…一括適用の承認に係る営業所

(10) 営業所技術者等証明書（新規・変更）

様式第八号（第三条関係）

【押印する場合には】
・法人は法務局に登録している代表者印
・個人は実印

(用紙A4)
00003

・一般建設業:下段を消す
・特定建設業者:上段を消す
・両方:消さない

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

・姓の最初の2文字
・濁点、半濁点を含んで1字

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格証明書等の文字で記入。実務経験のみの場合は住民票の文字（ただし、「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」又は「常勤役員等を直接に補佐する者」を兼ねている場合は商業登記簿謄本の文字）で記入

P41「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に該当する番号を記入

P42～P44「有資格区分のコード一覧表」を参考に該当する番号を記入

住民票と住所が異なる場合は現住所を記入（事実確認のため関係書類を提出していただく場合があります。）

申請者 富山県富山市新総曲輪1-7
届出者 神通川建設株式会社
代表取締役 富山 二郎

区 分 項番 6 1 1 (1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)
大臣コード

許可番号 6 2 3 国土交通大臣 富山県知事 許可(一般) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

氏名 (フリガナ) トミヤマ ジロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 6 3 ト ミ ヤ マ ジ ロウ 生年月日 S 2 0 年 0 1 月 0 1 日
士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9 7 7
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5 1 3 3 4 7 9 11 13 15 17
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 富山県富山市舟橋北町1-1 営業所の名称 (新所属) 本社

氏名 (フリガナ) タテヤマ シチロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 6 3 タ テ ヤ マ シ チ ロウ 生年月日 S 2 0 年 0 1 月 0 7 日
士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5 1 3 7 9 11 13 15 17
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 富山県南砺市寺家321-2 営業所の名称 (新所属) 南砺営業所

氏名 (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 6 3 生年月日 年 月 日
士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解
今後担当する建設工事の種類 6 4
現在担当している建設工事の種類
有資格区分 6 5
変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

(11) 実務経験証明書

(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第九号 (第三条関係)

(用紙A4)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**電気通信** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○年 ○月 ○日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可業種、許可年月日を記入

証明者は被証明者の使用人である法人の代表者又は個人の事業主とする(注1)

【押印する場合には】
法人は法務局に登録している代表者印
個人は実印

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入、個人の場合は個人名(ただし、屋号を登記している場合は屋号)を記入

富山県知事(般一〇)第2345号
電気通信工事業、令和○年○月○日許可

富山県高岡市赤祖父211
高岡土木センター株式会社
代表取締役 ○○ ○○

被証明者との関係 **社 員**

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入
(例)役員、社員、従業員等)

実際に雇用されていた期間を記入

具体的に記入
(例)
○○課長
○○部長

技術者の氏名	高岡 三郎	生年月日	昭和20年1月2日	使用された期間	平成4年4月から 平成21年3月まで
使用者の商号又は名称	高岡土木センター株式会社				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場技術者	○○高校改築電気通信設備工事 他7件			平成13年1月から平成13年12月まで	
〃	株式会社○○電気通信工事 他8件			平成14年1月から平成14年12月まで	
〃	○○株式会社○○工場電気通信工事 他12件			平成15年1月から平成15年12月まで	
〃	○○産業株式会社○○電気通信工事 他5件			平成16年3月から平成16年8月まで	
	その年の代表的工事の件名を記入し、それ以外の工事は「他〇件」と工事件数を記載して、1年分を1行にまとめる。			年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
<p><本様式の作成対象者></p> <p>この様式は、実務経験により営業所技術者等になる場合に必要(法第7条第2号イ又はロ、法第15条第2号ロの該当者、P12参照)</p>				月まで	
				月まで	
				月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合の理由を記入 (例) 平成○年○月 会社解散のため			合計 満 3年 5月	

実務経験年数は重複しないこと(注2)

実務経験期間の合計を記入

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1) 正当な理由により、この方法によることができない場合は、事前に係員に相談してください。

(注2) その年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記入する。)

(12) 指導監督的実務経験証明書

(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第十号 (第十三条関係)

この様式は、特定建設業(指定建設業は除く)の専任技術者で、実務経験又は2級の国家資格等(P42~P44資格表の○印の者)の場合に必要な(法第15条第2号口の該当者、P12参照)

(用紙A4)

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和 ○年 ○月 ○日

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験を記入

証明者は被証明者の使用人である法人の代表者又は個人の事業主とする(注1)

【押印する場合には】法人は登録している代表者印 個人は実印

富山県富山市愛宕町1-2-26
薬師電気工業株式会社
代表取締役 薬師 太郎

証明者 代表取締役 薬師 太郎
被証明者との関係 社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入(例)役員、社員、従業員等)

1件の請負代金が4,500万円(H6.12.28以前は3,000万円、S59.10.1以前は1,500万円)以上の元請工事を記入(消費税含む)

経験の内容が明らかとなるように請負契約書により具体的な名称を記入

記

技術者の氏名	高岡 三郎		生年月日	昭和20年1月2日	使用された期間	昭和45年4月から平成19年3月まで
使用者の商号又は名称	高岡土木センター株式会社					
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容		実務経験年数	
〇〇大学	45,000千円	現場監督	〇〇大学電気通信設備工事		平成16年7月から平成17年6月まで	
〇〇産業(株)	50,000千円	現場監督	〇〇産業〇〇工場通信設備工事		平成17年9月から平成18年4月まで	
(株)〇〇	55,000千円	現場監督	(株)〇〇本社ビル電気通信工事		平成18年5月から平成19年1月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
<p>＜本様式の作成対象者＞</p> <p>この様式は、特定建設業(P15の指定建設業は除く)の営業所技術者で、実務経験又は2級の国家資格等(P42~P44資格表の○印の者)の場合に必要な(法第15条第2号口の該当者、P12参照)</p>						
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計	満 2年 2月

実際に雇用されていた期間を記入

工事期間は重複しないこと

元請人としての直接請け負った相手方の名称を具体的に記入

完成工事のみ記入

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日以前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日以前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1) 正当な理由により、この方法によることができない場合は、事前に係員に相談してください。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和〇年〇月〇日

営業所の名称	職名	フリガナ
南砺営業所	南砺営業所長	いけだ つとむ 池田 勉
P53及びP96建設業許可申請書 「別紙二(1)(2)に記入した順序で 記入する	建設業法施行令第3条に規定する使用人が役員を兼ねている場合は、「取締役〇〇支店長」と記入	
<p><本様式の記載対象者></p> <p>この表は、P53及びP96別紙二(1)(2)「営業所一覧表」に記載した「従たる営業所」の代表者を記入してください。 役員を兼ねている場合であっても、記載が必要です。</p> <p>この一覧表に記載した者は、P77の様式第十三号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書」を作成してください。</p> <p>全員を、P82「事業主及び役員等名簿」に記入してください。</p>		

許可申請者 (法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書

住	所	富山県富山市新立山1-8			事実上の住所と住民票上の住所が異なる場合は、2段書きにして記入 (事実上) (住民票上)		
氏	名	高岡三郎	生	年	月	日	昭和20年 1月 2日生
役	名	等	取締役(常勤)				
賞	年	月	日	賞 罰 の 内 容			
				なし			
罰				建設業の行政処分、行政罰、その他の賞罰を記載。該当がなければ「なし」と記入			
				「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条(P13の欠格要件)に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱う【ガイドライン】			
			相談役、顧問、株主等については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。				
上記のとおり相違ありません。							
			令和	〇年	〇月	〇日	氏名 高岡三郎

記載要領

- 1 「 (法人の役員等
本人
法定代理人
法定代理人の役員等) 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

【押印する場合には】
代表者であっても代表者印ではなく、個人の印鑑を押印
同一姓の場合同一の印鑑を使用しないこと

<本様式の記載対象者>

この調書は、P52の別紙「役員等の一覧表」に記載した者(常勤役員等(経營業務の管理責任者等)を除く)について作成してください。

役員と令第3条に規定する使用人を兼ねている方は、本調書に記載し、P77の第十三号「令第3条の使用人の住所・生年月日等に関する調書」を省略することができます。

全員を、P82「事業主及び役員等名簿」に記入してください。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	富山市舟橋北町1-11	事実上の住所と住民票上の住所が異なる場合は、2段書きにして記入 (事実上) (住民票上)	
氏 名	池田 勉	生 年 月 日	昭和30年 9月 5日生
営 業 所 名	南砺営業所	所属する営業所の名称を記入	
職 名	南砺営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰		建設業の行政処分、行政罰、その他の賞罰を記載。該当がなければ「なし」と記入	
		「賞罰」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条(P13の欠格要件)に該当する場合は、原則「虚偽申請」として取り扱う【ガイドライン】	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇年 〇月 〇日		氏 名	池田 勉 

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

<本様式の記載対象者>

この調書は、P75の第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者について作成してください。

役員と令第3条に規定する使用人を兼ねている方は、P76の第十二号「許可申請者の住所・生年月日等に関する調書」に記載し、本調書を省略することができます。

全員を、P82「事業主及び役員等名簿」に記入してください。

(16) 株主 (出資者) 調書
様式第十四号 (第四条関係)

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主 (出資者) 名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>富山 二郎 高岡 三郎 新川 四郎 石川 鉄男</p>	<p>富山県富山市新立山1-7 富山県富山市新立山1-8 富山県富山市新立山1-9 石川県金沢市栄町3-4</p>	<p>400株 200株 200株 100株</p>
<p>株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合はその者の氏名を記入</p>		<p>株数を記載する場合は「〇〇株」とし、出資の価格を記載する場合は「〇〇円」と記入</p>
<p>本調書に記載した者については、次の様式にも記載してください。(株主又は出資者が法人の場合は不要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P52の別紙「役員等の一覧表」 ・ P76の様式第十二号「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」 ・ P82の「事業主及び役員等名簿」 		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十号 (第四条関係)

(用紙A4)

		事業(建設業以外の業を含む)を開始した年月日を記入			営 業 の 沿 革	
創業以後の沿革	平成 9年 1月 1日	富山県庁建設(有)設立(資本金1,000万円)				
	平成 9年 4月 1日	有限会社から株式会社に組織変更				
	平成18年 1月 1日	資本金の増資(1,000万円から2,000万円)				
	平成20年 1月 1日	南砺市寺家の南砺営業所を新設				
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
建設業の登録及び許可の状況	平成12年 1月 1日	一般建設業許可(土、建、通)新規取得				
	平成16年 4月 1日	一般建設業許可(管)追加取得				
	平成18年 4月 1日	特定建設業許可(土、建、通)取得				
	年 月 日	更新は記入しない				
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					
賞罰	年 月 日	なし				
	年 月 日	該当がなければ、「なし」と記入				
	年 月 日					
	年 月 日					

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(18) 所属建設業者団体
 (様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)
様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>一般社団法人 富山県建設業協会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 未加入の場合は「なし」と記入 </div>	<p>平成 9年 1月 1日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

(19) 主要取引金融機関名
 (様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)
様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関
	富山県庁銀行富山支店		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 (例 ○○銀行○○支店)

(20) 事業主及び役員等名簿
(様式下段の記載要領を必ずご覧ください。)

富山県様式

事業主及び役員等名簿

フリガナ 商号又は名称	トヤマケンチョウケンセツ 富山県庁建設(株)			
主たる営業所の所在地	富山県富山市新総曲輪1-7			
役職名	フリガナ 氏名	現住所	生年月日	備考
代表取締役	トミヤマ ジロウ 富山 二郎	富山市新立山1-7	昭和20年1月1日	
取締役	タカオカ サプロウ 高岡 三郎	富山市新立山1-8	昭和20年1月2日	
取締役	ニイカワ シロウ 新川 四郎	富山市新立山1-9	昭和20年1月4日	
株主等	イシカワ テツオ 石川 鉄男	石川県金沢市栄町3-4	昭和45年3月4日	

<本様式の記載対象者>

許可申請者(代表取締役、個人事業主)、P52の別紙一「役員等の一覧表」に記載した者
P75の様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者

記載要領

- 1 許可の申請又は許可に係る変更等の届出(役員等を追加する変更の場合のみ)をする時に綴じずに提出すること。
- 2 許可の申請の時
許可申請者、役員等(様式第一号別紙一「役員等の一覧表」に記載した者)、支配人及び営業所の代表者(様式第十一号「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者)をすべて記入すること。
- 3 許可に係る変更等の届出の時
追加する役員等、支配人及び営業所の代表者のみを記入すること。

(21) 貸借対照表 (法人用・様式第十五号)

様式第十五号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸借対照表

決算日を記入

令和〇年〇月〇日 現在

(会社名) 富山県庁建設株式会社

資産の部

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上(兼業事業売上高に係る売掛金は含まない。)

端数処理を統一して、千円単位で表示

I 流動資産

- 現金預金
- 受取手形
- 完成工事未収入金
- 有価証券
- 未成工事支出金
- 材料貯蔵品
- 短期貸付金
- 前払費用
- その他
- 貸倒引当金
- 流動資産合計

流動資産に属するものであって、他の流動資産科目に属さないものを記入
なお、資産合計の5%以上の金額になるものについては、別途科目をたてて記入

千円

38,345
2,800
19,883
1,544
795
1,574
6,279
1,000
780
△
73,002 (1)

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示したものを合計しても一致しない場合

II 固定資産

(1) 有形固定資産

- 建物・構築物
- 減価償却累計額
- 機械・運搬具
- 減価償却累計額
- 工具器具・備品
- 減価償却累計額
- 土地
- リース資産
- 減価償却累計額
- 建設仮勘定
- その他
- 減価償却累計額
- 有形固定資産合計

取得価格を記載

残存価格を記載

2,103
△ 1,186
33,463
△ 20,801
1,996
△ 1,065
3,445
△ 2,380

917
12,661
931
15,187
1,065
30,763 (2)

(2) 無形固定資産

- 特許権
- 借地権
- のれん
- リース資産
- その他
- 無形固定資産合計

金額は、償却額を控除した残額を計

(3)

II 固定負債			
決算期後1年を超えた後に返済する額を計上 分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振替える。	社債	
	長期借入金	6,384
	リース債務	
	繰延税金負債	
	引当金	
	負ののれん	
	その他	623
固定負債合計	7,007	(9)
負債合計	56,095	(10) = (8) + (9)

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載

純資産の部

I 株主資本				
株主総会又は取締役会により設定されたものを、その名称を付して計上	(1) 資本金	20,000	①
	(2) 新株式申込証拠金		●
	(3) 資本剰余金			
	資本準備金		②
	その他資本剰余金		③
	資本剰余金合計		④ = ② + ③
	(4) 利益剰余金			
	利益準備金	2,337	⑤
	その他利益剰余金		
	準備金	22,705	▲
任意積立金	3,106	☆	
繰越利益剰余金	28,148	⑥	
利益剰余金合計	28,148	⑦ = ⑤ + ▲ + ☆ + ⑥	
(5) 自己株式	△		⑧	
(6) 自己株式申込証拠金		□	
株主資本合計	48,148	⑨ = ① + ● + ④ + ⑦ + ⑧ + □	
II 評価・換算差額等				
(1) その他有価証券評価差額金		⑩	
(2) 繰延ヘッジ損益		⑪	
(3) 土地再評価差額金		⑫	
評価・換算差額等合計		⑬ = ⑩ + ⑪ + ⑫	
III 新株予約権				
純資産合計	48,148	⑮ = ⑨ + ⑬ + ⑭	
負債純資産合計	104,244	(11) = (10) + ⑮	

損失又は欠損の場合は、△表示で計上

株主総会又は取締役会により設定されたものを、その名称を付して計上

旧商法における「次期繰越利益(損失)」

上記「純資産の部」の①から⑮までと、様式17号の「株主資本等変動計画書」の①から⑮までとが一致

一般建設業の財産要件は、 ⑮ ≥ 500万円

特定建設業の財産要件は、次のすべてに該当していること。

A. (1) 流動資産 ÷ (8) 流動負債 ≥ 75%

B. ① 資本金 ≥ 2000万円

C. ⑥が「欠損の額」の基準となり、
⑥が負の値の場合、
- (⑦+④) ÷ ① × 100 ≤ 20

D. ⑮ ≥ 4000万円

(22) 損益計算書 (法人用・様式第十六号)

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

損 益 計 算 書

自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

(会社名) 富山県庁建設株式会社

様式第三号
の直前決算
の工事施工
金額の合計
欄の金額と
一致

建設業以外
の売上高を
計上
保守点検や
維持管理業
務(例、樹
木の剪定)
など、役務
の提供にあ
たる業務の
売上高はこ
こへ計上

役員賞与
引当金繰
入額はここ
に計上

工事現場
に
関
与
し
な
い
職
員
等
に
支
払
う
給
与
等
を
計
上
。
賞
与
引
当
金
繰
入
額
は
こ
こ
に
計
上

退職年金掛金
はここに
計上

社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用を計上。
なお、「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記。使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載

	I 売 上 高			千円	
	完成工事高	326,670	(12)		
	兼業事業売上高	8,620	(13)	335,290	
				(14) = (12) + (13)	
	II 売 上 原 価				
	完成工事原価	291,891	(15)		
	兼業事業売上原価	6,742	(16)	298,633	
	売上総利益 (売上総損失)			(17) = (15) + (16)	
	完成工事総利益 (完成工事総損失)	34,778	(18)		
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	1,877	(19)	36,656	
				(20) = (18) + (19)	
				= (14) - (17)	
	III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				
	役員報酬	11,300			
	従業員給料手当	2,382			
	退職金	163			
	法定福利費	1,133			
	福利厚生費	591			
	修繕維持費				
	事務用品費	1,166			
	通信交通費	948			
	動力用水光熱費	236			
	調査研究費	1,790			
	広告宣伝費	62			
	貸倒引当金繰入額	308			
	貸倒損失				
	交際費	1,368			
	寄付金				
	地代家賃	1,533			
	減価償却費	1,187			
	開発費償却				
	租税公課	912			
	保険料	802			
	雑 費	1,898			
	営業利益 (営業損失)			27,784 (21)	
				8,871	

損失の場合は△表示で計

(22) = (20) - (21)

	IV 営業外収益			
	受取利息及び配当金	1,600		
	その他	720	2,320	(23)
	V 営業外費用			
	支払利息	1,669		
	貸倒引当金繰入額			
	貸倒損失			
	その他		1,669	(24)
	經常利益（經常損失）		9,523	
			(25) = (22) + (23) - (24)	
	VI 特別利益			
	前期損益修正益	1,523		
	その他		1,523	(26)
	VII 特別損失			
	前期損益修正損			
	その他	692	692	(27)
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		10,354	
	法人税、住民税及び事業税	3,680	(28) = (25) + (26) - (27)	
	法人税等調整額		3,680	(29)
	当期純利益（当期純損失）		6,673	
			(30) = (28) - (29)	
			= ⑩	

負債性引当金の取崩額はここに計上
一例一貸倒引当金賞金、与引当金、完成工事補償引当金、退職給付引当金

固定資産売却益はここに計上

固定資産売却損はここに計上

当期に課税された法人税、住民税及び事業税を計上

株主資本等変動計算書の、「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致

完成工事原価報告書

自 令和〇年〇月〇日
至 令和〇年〇月〇日

(会社名) 富山県庁建設株式会社

千円

I	材料費		<u>69,137</u>	
II	労務費		<u>9,855</u>	
	(うち労務外注費	_____)		
III	外注費		<u>177,883</u>	
IV	経費		<u>35,013</u>	
	(うち人件費	<u>15,346</u>)		
	完成工事原価		<u>291,891</u>	(31)=(15)

- ①「材料費」とは、工事のために直接購入した材料費等をいう。
- ②「労務費」とは、工事に従事した直接雇用の作業員（監督員の指示のもと直接工事に従事している正社員及び臨時社員等）の給料等をいう。
また、「外注費」のうち土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が「労務費」であるものは労務外注費として内書表示することができる。
- ③「外注費」とは、下請工事契約額をいう（労務費に含めたものは除く。）。
- ④「経費」とは、完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用をいう。
- なお、「経費」のうち「人件費」とは、工事監督員及び現場事務所の事務職員等の給料等、退職金（繰入額も含む。）、法定福利費及び福利厚生費等をいう。
- 参考：「販売費及び一般管理費」のうち「従業員給料手当」等の人件費科目には、本支店等の管理部門、営業部門及び兼業部門等にて発生した人件費を計上する。

(23) 株主資本等変動計算書（法人用・様式第十七号）

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 ○年 ○月 ○日
至 令和 ○年 ○月 ○日

(会社名) 富山県庁建設株式会社

千円

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	新株式 申込証 拠金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等計			
			資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準 備金	任意 積立金	その他利益剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計									
当期首残高	20,000				0	1,437	21,599	7,439	30,475	△	50,475							50,475
当期変動額																		
新株の発行																		
剰余金の配当						900		△ 9,900	△ 9,000		△ 9,000							△ 9,000
当期純利益								6,673	6,673		6,673							6,673
自己株式の処分	損益計算書の「当期純利益」⑯と一致)																	
任意積立金の積立								1,106	△ 1,106	0	0							0
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																		
当期変動額合計						900	1,106	△ 4,333	△ 2,327		△ 2,327							△ 2,327
当期末残高	20,000				0	2,337	22,705	3,106	28,148	△	48,148							48,148
	①		②	③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬		⑭	⑮

89

積立金の積立等については、こちらに当該科目を記載し、

当期に変動した額の合計(「新株の発行」～「株主資本以外の項目の当期変動額(純額)」の合計)額が

「前期末残高」+「当期変動額合計」

(24) 注記表（法人用・様式第十七号の二）

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

注 記 表
自 令和 ○年 ○月 ○日
至 令和 ○年 ○月 ○日

（会社名） 富山県庁建設株式会社

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物は定額法、建物以外は定率法

(3) 引当金の計上基準

売上債権、貸付金などの貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の認識基準は、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準。その他の工事契約については工事完成基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

該当なし

4 表示方法の変更

該当なし

4-2 会計上の見積もり

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬^{ヒョウ}の訂正

該当なし ←

同上

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

保証債務額 ----- 0 千円

受取手形割引高 ----- 0 千円

受取手形裏書譲渡高 ----- 0 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

すべての法人
が記載を要す
る。
該当のない項
目については、
「該当なし」と
記入

- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 1000株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当なし
- (3) 剰余金の配当
令和〇年〇月〇日の定時株主総会による決議、配当金の総額 9,000千円、
一株当たりの配当額9千円、基準日 令和〇年〇月〇日、効力発生日 同年〇月〇日
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

すべての株式会社(特例有限会社も含む。)が記載を要する。

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

事業年度中に行った剰余金の配当(事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記入

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他
特になし

すべての法人が記載を要する。

(25) 貸借対照表 (個人用・様式第十八号)

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

貸借対照表		令和〇年〇月〇日 現在	
個人の決算日は毎年12月31日		商号又は名称 富山建設	
		端数処理を統一して千円単位で表示	
資産の部			
I 流動資産		千円	
完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上(売掛金は含まない。)	現金預金	17,034	円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示(千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合がある。)
	受取手形	330	
	完成工事未収入金	2,900	
	有価証券		
	未成工事支出金		
	材料貯蔵品	4,590	
	その他	100	
	貸倒引当金	△ 100	
流動資産合計	24,856	(1)	
II 固定資産			
現存価格(減価償却後の額)を計上	建物・構築物	3,253	千円単位で表示したものを合計したものではないので注
	機械・運搬具	1,699	
	工具器具・備品	2,833	
	土地	8,836	
	建設仮勘定		
	破産債権、更生債権等		
	その他		
	固定資産合計	16,624	
資産合計	41,480	(3) = (1) + (2)	
負債の部			
I 流動負債			
買掛金は含まない。	支払手形	898	(4)
	工事未払金	4,736	
	短期借入金	6,000	
	未払金		
	未成工事受入金	612	
決算期後1年以内に返済することとなる額を計上。1年以内に完済するか否かを問わない。	預り金	30	
	引当金		
	その他		
賞与引当金、製品保証引当金等を計上	流動負債合計	12,278	

決算期後1年を超えたる額を計上。分割返済の定めがあるものについては、決算後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債(短期借入金)に振り替える。

II 固定負債
退職給付引当金
長期借入金
その他
固定負債合計
負債合計

13,660
456
<u>14,116</u> (5)
<u>26,394</u> (6)

前期の純資産合計(又は資本合計)を計上

純 資 産 の 部

資産の譲渡益等
資産の譲渡損及び生活費等を計上
期首資本金
事業主借勘定
事業主貸勘定
事業主利益
純資産合計
負債純資産合計

16,326
430
△ 2,735
1,064 (7) = (27)
<u>15,085</u> (8)
<u>41,480</u> (9) = (6) + (8) = (3)

損失又は欠損の場合は△表示で計上

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

消費税に相当する額の会計処理の方法について、税抜方式又は税込方式を記入
ただし、消費税免税事業者の場合は「免税事業者につき税込み」と記入

(26) 損益計算書（個人用・様式第十九号）

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

損 益 計 算 書

自 平成 31年 1月 1日
至 令和 元年 12月 31日

商号又は名称 富山県庁建設

				千円		
様式第三号の直前決算の工事施工金額の合計欄の金額と一致	建設業以外の売上高を計上	I 完成工事高	41,834	(10)		
		兼業事業売上高	21,966	(11)	63,800	(12) = (10) + (11)
工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上	II 完成工事原価	材料費	32,756	(13)		
		労務費	2,371	(14)		
		(うち労務外注費)				
		外注費	1,200	(15)		
		経費	131	(16)	36,458	(17) = (13) + (14) + (15) + (16)
工事に要した従業員（工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等）の給料手当等を計上。完成工事補償引当金繰入額はここに計上	兼業事業売上原価	兼業事業売上原価	18,470	(18)	54,929	(19) = (17) + (18)
		完成工事総利益（完成工事総損失）	5,375	(20) = (10) - (17)		
		兼業事業総利益（兼業事業総損失）	3,496	(22) = (20) + (21)	8,871	
退職給付引当金繰入額はここに計上	III 販売費及び一般管理費	従業員給料手当	1,960			
		退職金	865			
		法定福利費				
		福利厚生費	147			
		維持修繕費	480			
		事務用品費	176			
		通信交通費	43			
		動力用水光熱費	139			
		広告宣伝費	90			
		交際費	106			
		寄付金	20			
		地代家賃	38			
		減価償却費	1,227			
		租税公課	146			
保険料	608					
雑費	813					
営業利益（営業損失）			6,861	(23)		
各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上	IV 営業外収益	受取利息配当金				
		その他	485	(25)	485	(24) = (22) - (23)
V 営業外費用	支払利息	230				
	その他	1,200	(26)	1,430		
事業主利益（事業主損失）				1,064	(27) = (24) + (25) - (26)	

「兼業事業売上高」がない場合は「兼業事業売上高」、「兼業事業売上原価」及び「兼業事業総利益（兼業事業総損失）」は省略可

損失の場合は△表示で計上